



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ペーター・フォン・アンドラウの帝国論 : 一五世紀中葉の帝国とドイツ人
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 62(3), 1-47
Issue Date	2011-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/47247
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR62-3_001.pdf



ペーター・フオン・アンドラウの帝国論

——一五世紀中葉の帝国とドイツ人——

田口正樹

はじめに

おおよそ一一、一二世紀以後、西洋世界の各地では、さまざまなレベルにおいて、それまでよりは明瞭な輪郭を持ち

安定度も高い団体が姿を見せ始める。各地の王国もそうした団体の一つであるが、それらの王国は、中世後期の間の曲折を経て、一五〇〇年頃には統合の度合いをより高めた存在として現れる。こうした推移はドイツにおいても基本的に同様であつたと考えられるが、ドイツではこうした王国の発展と統合強化が普遍的とされた帝国との関係の中で進んでいった点が特徴的である。このような帝国との関係は、一般的に言つて、ドイツにおける国家発展をより複雑なものとしたように思われる。

帝国との関連が中世後期のドイツ史においてどのような意味を持ち得たのかを考えるには、さまざまな切り口があるが、ここでは一五世紀中葉の知識人の帝国論を取りあげて、そこにおいて帝国とドイツおよびドイツ人との関係がどのように論じられているかを見ることにしたい。特に中世後期の帝国の意義を考える場合、こうした知識人の帝国論は重要であると思われる。西洋中世の皇帝は、そもそも一一・一二世紀以後の教皇のように西洋世界全体に広がる階層組織を下に持っていたわけではないし、中世後期の皇帝たちは、それに先立つ中世初期・中期や一五世紀末以後のハプスブルク家の皇帝たちと比較して、全般に乏しい権力手段しか有していなかった。中世後期の帝国は、むしろ知識人がさまざまな伝来のテクストに依拠しつつ論じる理論的主張の中にこそ、無視できない要素として存在し続けたのである。

具体的には、一五世紀中葉に帝国論を著した教会法学者ベーター・フォン・アンドラウ *Peter von Andlau* をとりあげて、彼の所論を分析する。その際、一四世紀中葉にやはり帝国論を著したルーポルト・フォン・ベーベンブルク *Lupold von Bebenburg* の議論との比較に注意を払いつつ検討をすすめる⁽²⁾。両者はドイツ出身の教会法学者という点で共通するとともに、二つの帝国論の間には約一二〇年の時間差があり、比較を通じて我々はその間の歴史的变化をも認識することができると思われる。

一．ペーター・フォン・アンドラウとその著作

まずペーターとその作品がこれまでどのように評価されてきたかを、簡単に振り返っておこう。ペーターは近世から帝国国制を論じた著作の著者として知られており、後述のように近世にはかなりの影響力を有した。しかし一九世紀の法史研究においては、ペーターはそれほど高く評価されていたわけではない。グスタフ・フーゴーが彼を評価したことが知られているとはいえ、オットー・シュトゥッペは、ペーターの作品が明晰さを欠いており、「哲学的」方法と（実定）国法学的方法の間に不統一がある、と指摘したうえで、彼の教皇権寄りの学説を紹介している⁽³⁾。それに対して、ペーターの著述に画期的な評価を与えたのはパウル・ラーバントである。ラーバントは、一八八〇年にシュトラースブルク大学で行った講演において、ペーター・フォン・アンドラウをドイツ国法の学問的・総合的叙述を初めて行った人物と見なした⁽⁴⁾。ペーターの所論は内容的には、彼以前の著作家からの引用が多く、中世的・スコラ的な論述にとどまる。人文主義がドイツで展開するのもまだ少し先の話であり、彼の著作にはその方向が示唆されているにすぎない。しかしペーターは、それまで関連なくバラバラに論じられていたにすぎなかったものを一つの秩序だった全体へとまとめたのであり、それによって彼は、ドイツ国法をローマ・カノン法の総体から区別された独自のものとし、法学文献の新しいジャンルを形成するきっかけを与えたのである。以上のようなラーバントの評価はその後一般に受け入れられ、事典項目などで現在まで引き継がれてきている⁽⁵⁾。

こうしたラーバントによる評価にも刺激されて、その後ヨーゼフ・ヒュルビン Joseph Hürbin によって一連の研究が行われた。ペーターに関する彼の業績としてはまず、サヴィニー雑誌誌上に、ペーターの帝国論の近代的なテクストを公表したことがある⁽⁶⁾。彼は、確認しえた三つの写本のうち、最古最善と考えられたパリ写本をもとにして、他の二写本

や一六一二年のフレーアー Freder⁽⁷⁾ による印刷本の読みを欄外注として付して、刊本を作成した。これはモヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカのテキスト刊行のような充実したアパラートを備えたものではないが、その点は、ペーターが資料として用いた文献についてのヒュルビンの別の研究によって、ある程度補足することが可能である。⁽⁸⁾更にヒュルビンは、ペーターの生涯と所論に関するモノグラフをも著した。⁽⁹⁾ペーターの帝国論はその後、いくつかの学位論文などで言及され、⁽¹⁰⁾比較的最近にはライナー・A・ミュラー編集のラテン語・ドイツ語対訳も出版されている。⁽¹¹⁾しかし、ペーターの著作の意義については、後述のヴァルターのようにラーバントの高い評価を大幅に相対化する意見も出されている。

次にペーター・フォン・アンドラウの出自と経歴を概観しよう。⁽¹²⁾ペーターは一四二〇年前後に生まれたと推測される。彼が貴族家門アンドラウに属する人間であるのか、それともエルザスのアンドラウ出身というだけなのか、については争いがあったが、現在ではアンドラウ家の出であったと考えられている。⁽¹³⁾ただし彼は庶子であり、聖職者への道を進んだ彼がそれほど多くの重要な聖職禄を獲得できなかったのは、それが理由であったかもしれない。ペーターは一四三九年、ハイデルベルク大学で学籍登録をしており、既にハイデルベルクで教会法を学び始めたのかもしれない。一四四三年以降は、パヴィア大学で法学と古典語を学んだ。一四四四年にはバーゼル司教座聖堂の礼拝堂付き司祭 Kaplan として司教座聖堂附属学校の教師の職を得る。その後、コルマールの参事会教会員 Kanonikus となり、更に一四六六年にはラウテンバッハ Lautenbach の教会の首席司祭 Propst となっている。こうした教会内キャリアに関して彼は、おじで、バーゼル司教座聖堂参事会の首席司祭であったゲオルクの引き立てを受けたのであり、ペーターはこのおじの榮譽のために筆を執ったことを、著作 Libellus の冒頭で特に言及している。⁽¹⁴⁾ペーターは、一四五〇年には既に教会法の教授免許取得者 Licentiat^{us} として活動しているが、さらにおそらく一四五九／六〇年にパヴィアで教会法博士 Doctor decretorum となった。⁽¹⁵⁾ペーターは、バーゼル大学設立の中心人物の一人であり、一四六〇年の大学設

立後は、大学の総長 Kanzler であったバーゼル司教ヨハン・フォン・フェニンゲン Johann von Venningen によって副総長 Vizekanzler に任命されて一四八〇年までその職にあった。ペーターは教会法の第二講座の担当者として、第六書 Liber Sextus やクレメンス集 Clementinae を講じた他、法学部の学部長や大学全体の代表である学頭 Rector をも歴任した後、一四八〇年にバーゼルで死去した。彼は、帝国論を展開した後述の Libellus 以外に、Tractatus de canonica clericorum secularium vita という教会論・聖職者論の著作を残している。⁽¹⁶⁾

本稿で検討対象となるペーターの著作 Libellus であるが、タイトルは Libellus de Cesarea monarchia (『皇帝君主制についての小論』)であり、または De imperio Romano (『ローマ帝国について』)という名でも知られる。一四六〇年に書かれた作品で、当時の皇帝フリードリヒ三世に献呈されている。⁽¹⁷⁾ この著作は従来、帝国改造 Reichsreform を論じた文献の一つと見なされていたが、⁽¹⁸⁾ ヴアルターは、ペーターが大学の副総長に任命されて大学教師として俸給を得はじめる直前に作品が成立しているところから、Libellus は彼がバーゼルの知識層と大学に対して自分の能力を示すために執筆した、機会的文書 Gelegenheitschrift であり、しばしば想定されてきたように帝国改造の文脈で書かれた著作というわけでもない、と評する。⁽¹⁹⁾ これに対してシュラーは、Libellus が帝国政治の是正に努める姿勢を見せている限りで、それを帝国改造を論じた諸論文 Reichsreformtraktate と同列に置いている。⁽²⁰⁾ この作品の一五世紀における写本流布は、バーゼルと関係した地点に限られており、今日知られている写本は五点である。⁽²¹⁾ 写本の広がりや数からすると、おそらく同時代にはそう広く読まれた文献ではなかったと考えられる。Libellus が広く知られ使われるようになっていったのは、一六〇三年に初めて印刷刊行された後になってからであった。⁽²²⁾

Libellus の構成についても最初に簡単に触れておくと、全体は二部構成になっている。第一部は、およそ支配の起源、君主の起源から説き起こし、世界帝国の興亡、ローマ帝国の歴史、帝国支配権の変転とそのドイツ人への移転までを論じ、

あわせてドイツの貴族の由来と構成を述べる。現在の帝国に至る歴史の部分である。第二部は、現在の帝国国制について、国王選挙、塗油と戴冠、皇帝の地位、教皇の権限、貴族と兵士、皇帝の義務等について述べる。現時点の国制構造を論述する部分と言える。論述においてペーターは全般に、教会法とローマ法の法源とその注釈を論拠に用いて議論を展開しているが、法源そのものの参照の多さに対して、注釈への参照指示はむしろ少ない、とされる。ペーターはその他、聖書、キケロ（特に『義務について De officiis』）などの古代作家、ヒエロニムスや特にアウグスティヌスなどの教父、アレクサンダー・フォン・ロース Alexander von Roes（かつては Jordanus von Osnabrück の著作と考えられていた）の *Memoriale de prerogative Romani imperii*⁽²²⁾ トマス・アクィナスの *De regimine principum*⁽²⁴⁾ フェリックス・ヘンマーリン Felix Hemmerlin の *De Nobilitate et rusticate dialogus*⁽²⁵⁾ エネア・シルヴィオ・ピッコローニ Enea Silvio Piccolomini の *De ortu et auctoritate sacri Romani imperii* として金印勅書などを使っている。彼は、しばしばこれらの先行著作をそのまま引用しており、もちろん彼のオリジナルな見方も存するけれども、かなりの部分は編集的な作業をしている。⁽²⁶⁾ ただしペーターは、本稿が比較対象とするルーポルト・フォン・バーベンブルクの著作は使っていない。⁽²⁶⁾ これは、ペーターの教皇権寄りの立場と関係があるのかもしれない。⁽²⁷⁾

二. 教皇権と皇帝権

実際、ペーターは帝国を論じる際に、かなりはつきりと教皇権寄りの立場をとっており、皇帝側と教皇側との間で争われていたいくつかの論点について、教皇側の見解を採用している。⁽²⁸⁾ この点は、一四世紀前半の皇帝ルートヴィヒ四世とアヴィニヨン教皇庁との対立を背景に、教皇権のドイツと帝国への介入を抑止することを重要な眼目としていたルー

ポルトとは大きく異なる。

例えば、皇帝権は神から直接皇帝に授けられたか、それともいったん神から教皇へ授与され、その後教皇から皇帝へ授けられたか、という問題について、ペーターは断然後者と解する。⁽²⁹⁾ 前者の説を採ることは異端である、と彼は言う。ペーターはいちおう何人かのローマ法学者が前者の立場を説いているとして、そこでの根拠法文を紹介している。しかし続けて、教会の主張はそうではない、としてその論拠をあげている。勝利した教会には唯一の首長が存するのだから、まして戦う教会には首長は一人でなければならない。教皇こそが帝国を特定の人間から別の人間へと移転させる（後述のように、ペーターは帝権移転説を採るが、移転させる主体は教皇であると考えられている）。教皇は場合によっては皇帝を廃位することもできる。彼は、反対説の論拠をも論破したうえで、後者の説が正しいと結論する。⁽³⁰⁾

ペーターはまた、教皇シルヴェステルに対してコンスタンティヌス帝が行った、いわゆるコンスタンティヌスの寄進を史実として承認する。⁽³¹⁾ 皇帝は、キリスト教の首長の座所で皇帝が権力を持つのは不適切だと考えたのだ、というのである。ペーターは寄進状自体をも引用している。ローマ法学者たちの中には寄進の法的効力を疑う意見もあるが、教会法学者たちの間では寄進の有効性に関して疑義はなく、また皇帝自身も選出認可時の宣誓においてローマ教会に寄進された諸権利を守ることを約束している、とする。⁽³²⁾ コンスタンティヌスの寄進状については、当時既にロレンツォ・ヴァッラ Lorenzo Valla の史料批判があり、ニコラウス・クザーヌス Nicolaus Cusanus やエネア・シルヴィオ・ピッコロミニも疑念を表明していたにもかかわらず、ペーターは寄進状を真正とする見解を堅持するのである。そもそも、こうした批判や疑問は、ドイツではまだ支配的ではなかったものであった。⁽³³⁾

ペーターはまた、国王選挙に関して、教皇にさまざまな権限を承認する。ドイツにおける国王選挙で、後述のような事情で選挙侯の票が同数になった場合には、教皇が候補者のうちから一人を選ぶものとされる。⁽³⁴⁾ 国王選挙の結果一人

の人物が選ばれた後には、選挙布告が教皇に対して呈され、教皇はこの選挙と選挙された人物を審査する。審査の結果、選挙と被選出者が適切と認められれば、教皇は、選ばれた人物をローマ王として宣言し、彼が皇帝位を受けるにふさわしい人物であることを確認し、彼に対してみずから皇帝戴冠の儀式を行うことを表明する。この後、教皇は、ドイツから送られてきた使者から、忠誠の誓約を受け取る⁽³⁵⁾。こうした論旨は、教皇による審査と認可を否定することがルーポルトの議論の眼目であったのと比べれば、対照的である。

選挙侯たちが選挙を行わない場合に国王任命権は教皇に移転するか、という問題も論じられ、ペーターはこれをも条件付きながら肯定する⁽³⁷⁾。選挙には本来期限がないので、教皇はまず選挙侯たちに一定の選出期限内に選挙を行うよう警告しなければならぬ。その期限を過ぎても選挙がなされない場合にはじめて、任命権は教皇に移る。更に、選挙侯たちが意図的にふさわしくない人物を選出した場合は、選挙権は当然に*ipso iure* 教皇に移転する。

帝国が空位の場合、帝国の諸権利と財産の管理を誰が行うべきかという問題については、ペーターは、学者たちの意見であるとして、中世以来の教皇の帝国代理権 *Reichsvikariatsrecht* を肯定し、教皇がこれを行うべきであるとする⁽³⁸⁾。これは帝国以外の王位の空位の場合でも同様であるとする。しかしペーターは、続けて、カール四世が金印勅書において代理権を定めたことに言及する⁽³⁹⁾。それによれば、ライン地方、シュヴァーベン、フランク法地域ではライン宮中伯が、ザクセン法地域ではザクセン公が代理権を行使する、という。これについて、ペーターはみずからの意見・コメントを何も付けずに、規定の内容を指摘するにとどめている⁽⁴⁰⁾。教皇権側の主張と皇帝の定めとの衝突があらわになることは、こうした形で回避されている。

このように、教皇権側の立場と皇帝権側の立場とが衝突することを避ける姿勢は、実は他の点でも見られる。すなわちペーターは、上述のようにドイツにおける国王選挙に関して教皇に広い権利を認める一方で、選挙されたローマ王が

教皇による認可と戴冠の前に帝国の諸権利を行使できるかどうか、という問題については、肯定的に答えるのである。⁽⁴¹⁾ 確かに彼はまず否定説を紹介するが、そのうえで肯定説が慣習によって共通意見になっているとして、選挙されたローマ王は選挙のみによって支配権を得るものとするのである。ペーターがこのようなスタンスをとることによって、教皇による認可の問題は実質的な破壊力を失うこととなった。一四世紀のルーポルトが目指した結論にペーターもまた同意したことになるのである。

こうしたペーターの議論の根底には、教皇権と皇帝権の協調という考え方がある。一五世紀中葉以降、カトリック教会における公会議主義の台頭およびバーゼル公会議と教皇の対立という状況を背景に、教皇権と皇帝権という二つの普遍的権力の接近と協力が見られた。一四四八年のヴィーリンの政教協約はそうした動向を象徴する現象の一つであり、また一四五〇年代には、一四五三年のコンスタンティノーブル陥落への対処などを協議するために、両権の協力のもと、レーゲンスブルク、フランクフルト、ヴィーナー・ノイシュタット、マントヴァで集会が開催されていた。ペーターのスタンスは、こうした当時の状況とも対応するものであったと言える。⁽⁴²⁾

以上のような教皇権理解に対して、皇帝権はどのようにとらえられているであろうか。皇帝の最高の世俗君主としての地位や皇帝と国王たちとの関係はどう考えられているであろうか。

ドイツで選挙されたローマ王と皇帝については、三重の戴冠が行われることが述べられる。⁽⁴³⁾ まずアーヘンで鉄の冠によって行われる戴冠がある。⁽⁴⁴⁾ 次に、北イタリア、ミラノ近くのモンツァで銀の冠を使って行われるイタリア王としての戴冠が論じられる。⁽⁴⁵⁾ 最後に、ローマで金の冠によって行われる皇帝戴冠である。⁽⁴⁶⁾ 皇帝戴冠の時に使われる金の冠は、金が最も高貴な金属であるところから、皇帝が権力と正義において他の王たちをしのぐことを象徴するという。⁽⁴⁷⁾ また、ドイツで選挙された国王がイタリアの地に入る前に行う宣誓の詳しい文言が引用される。⁽⁴⁸⁾ ここでは、ローマ教会とカトリッ

ク信仰を保護し、異教徒や異端を滅ぼし、彼らと親戚関係や同盟を結ぶことなく、ローマ教皇の身柄と名誉と地位を守ることが誓われる。更にコンスタンティヌスに始まり歴代の皇帝たちがローマ教会と教皇に認めてきた諸権利を確認することも約束される。皇帝戴冠の際の誓約文言もまた引用され、皇帝が教皇とローマ教会の保護者になると誓約していることが明らかにされる。⁽⁴⁹⁾ 皇帝戴冠の際には、皇帝は副助祭 Subdiacon としてミサに奉仕するものとされ、⁽⁵⁰⁾ また戴冠式終了後には、皇帝は教皇が乗る馬のくつわをおさえて奉仕のポーズをとる。⁽⁵¹⁾ このようにペーターは、皇帝のローマ教会と教皇に対する義務づけを強調しており、一面でやはり彼の教皇権寄りの姿勢がうかがわれる。しかし同時に、皇帝をローマ教会の保護者として特徴付けることは、皇帝権と教皇権の協調を重要視するペーターの基本姿勢に沿うものであった。しかも皇帝が他の王たちに優位することは前提とされているのである。またペーターが戴冠式や宣誓文言といった儀式面について詳しい描写を与えていることも、注目される。後述するところからもうかがわれるように、セレモニーを重視するのは、ルーポルトとの比較でも、ペーターの帝国論の特徴の一つと見なしうるところである。

さて皇帝は実際、名声、権威、権標の三点においてすべての王にまさるものとされる。⁽⁵²⁾

まず、名声と名誉において王たちにまさる。⁽⁵³⁾ キリスト自身がこの世にあつて皇帝を尊重し、ローマ帝国がすべての人々によって尊重されるべく、みずから範を示したからである。このあたりのペーターの論述は、アレクサンダー・フォン・ロースに依拠して行われている。⁽⁵⁴⁾

第二に、権威と権力においてまさる。⁽⁵⁵⁾ 皇帝の法に全世界が従っているからである。皇帝は法に拘束されない唯一の存在である（もつとも彼自身は法に従うことを欲すると述べているけれども）。ただし聖職者は皇帝の裁治権 *iurisdictio* から除外されている。更に、ローマ教会の指導は皇帝のみの権限に属する。皇帝はすべての王たちの上にあり、すべての民族 *naciones* が皇帝に服する。皇帝は世界の支配者にして主人である。また全世界の人間は皇帝への貢租を負担す

る。王たちのすべての権力は皇帝に源を持つ。しかし今日では、ほとんどの王たちが、法的に *de iure* というよりは事實上 *de facto*、皇帝を上位者として認めず、皇帝に留保された帝国の最高の諸権利をも横領している。しかし、フランス王が世俗事項において上位者を持たないというのも、*de facto* に言われたことであって、*de iure* には認められない。フランス、スペイン、イングランドの国王が、皇帝の上位性を認めないことは、宗教上の罪であり、王たちの側から抗弁を申し立てることも許されない。世俗の剣は唯一のものであり、破壊されたり分割されたりしない。それは（教皇が使う）宗教的な剣と同様である。もともと、皇帝が世界の主であるとはいっても、皇帝は万民法の内容を理由なく廃止することはできない。それゆえある人に属する物を理由なしに奪うことはできない。皇帝は普遍的裁治権を有するとはいえ、私有物に対する所有権は持たないからである。また皇帝は帝国の諸権利を好きなように譲渡することもできない。とりわけ帝国に大きな不利益が生じるような場合にはそうである。もともと、適度な贈与を行うことは可能であると考えられる。このような皇帝の行為に対する制限は、中世後期の教会法学およびローマ法学の共通意見に沿ったものと考えられる。⁽⁵⁶⁾

第三に、皇帝の栄光を飾る支配権標において、皇帝は王たちにまさる。⁽⁵⁷⁾ 支配権標としては、冠、剣、笏、球体の四つがある。これらのうち、球体はライン宮中伯が、剣はザクセン公が、笏はブランデンブルク辺境伯が捧げ持つこととされている。ペーターはここでは金印勅書を明示的に指示しているわけではないが、この役割分担は、金印勅書二二章に規定された、皇帝行進時の世俗選挙侯の役割分担と同じである。⁽⁵⁸⁾ 金印勅書の内容は、ペーターによって各所で論述に取り入れられており、ここもその例と思われる。

さてペーターにおいて、このような皇帝権とドイツ以外の地域との関係はどのように描かれているであろうか。ルーポルトの帝国論とも比較しつつ、主な点を確認しておこう。

狭義の中世帝国を構成する三王国のうち、ルーポルトにおいてはかろうじて残っていたブルグント（アルル）王国への言及は、ペーターの帝国論では完全に姿を消している。⁽⁵⁹⁾

ルーポルトが常に皇帝支配と結びつけて扱っていたイタリアに関しては、上述のイタリア王の戴冠を除けば、むしろドイツとの違いを指摘する議論が出てくることが注目される。⁽⁶⁰⁾ イタリアはドイツとは性質の異なる土地として現れる。土地の持つ影響力が示され、イタリアへ移住したドイツ人は、良きにつけ悪しきにつけイタリアの習俗に順応したとされる。また、心身強力な人々は王の支配に服するには向かないが、イタリアなどはそのような例である。イタリアで君主支配が発達しない理由がこのように説明され、イタリアとドイツなどとの政体の違いが承認される。もともと、イタリアは完全にドイツと無関係に扱われて視野の外に置かれているわけではなく、後述の貴族論で別の形で登場することになる。

フランス王権との関係は、ドイツの選挙侯の起源を論じる章の冒頭部分で、「フランク人」をめぐる緊張関係として登場する。⁽⁶²⁾ カール大帝の後、百年以上彼の子孫が帝国の統治を世襲したが、ただしそれはドイツの諸侯の同意のもとで行われた。この家系最後の皇帝ルートヴィヒは男子を残さなかったが、娘が二人あった。一人は伯コンラート（後の国王コンラート一世）と結婚し、もう一人はザクセン公ハインリヒと結婚し後の皇帝オットーを生む。このように、カロリングとその後の支配者たちの間には、史実に反して、血縁関係が想定される。一方、カールの家系から出た最後のローマ人、フランクシア、ドイツの王であったルイ四世が死んだ後、パリ伯ユーグ・カペーなる者がフランクシアの王国を篡奪し、その後も彼の家系がフランクシアの王国を支配することとなった。ルートヴィヒの死後、その長女を妻としたコンラートは、ドイツ諸侯の同意を得て、ドイツ王国とともにローマ帝国を獲得する。ドイツ王国は帝国の一部となった。これ以後、ドイツとフランク人たちの王の支配領域とが分離する。さらに、フランク人たちの王ユーグとその子孫は、

de iure にてより、ローマ人たちの王を上位者と認めることを拒否する。フランクシアの王国は、ルーヴィヒの死により、当然に ipso iure ローマ帝国へ復帰するべきであったにもかかわらずである。ハインリヒ一世は、フランク人たちの王たちとロンバルディア人たちを、ローマ皇帝権に関して永久に黙らせた。さらにハインリヒは、モゼル・ライン間のロタリングアと呼ばれる地をドイツ全土とともにフランク人たちの王国から引き離し、ローマ帝国に統合した。彼はローマ人たちの王とは称したが、皇帝戴冠はしなかった。

ペーターはこのように、フランス王と皇帝との関係を、前者は de iure にというよりは de facto に後者に従うことを拒否しているものととらえる。このような、de iure と de facto という整理は、前述のようにフランス王に限らず、西洋世界の他の国王と皇帝との関係についてもなされている。こうした説明の仕方は、ルーポルトの帝国論でも見られたところであり、世界の主としての皇帝の地位と諸国王の存在とをおりあわせるための論理として、広く受け入れられたものである。しかしルーポルトにおいては、皇帝に留保された諸権利や、それを皇帝が諸王国内において行使する可能性など、かなり具体的な形で皇帝と国王の関係が論じられていたのに対して、ペーターの議論は de iure と de facto という一般的な説明枠組みにとどまっている点が特徴的である。

ルーポルトの帝国論と比較して、ペーターの論述において具体性が強くなるのは、儀式や象徴に関する部分である。戴冠式、宣誓文言、選挙侯による権標奉持などについては、既に見た。その他ペーターは、帝国のワシの紋章についても詳しく論じる。⁽⁶⁴⁾ 紋章を各人が好きに創出してよいかどうか、という問題があり、ローマ法学者バルトルスは肯定する。それでは他人が使っている紋章と同じものを使用してもよいか。その他人に害を与えないのであれば可能であるとされる。紋章に使われるどの色が高貴かという点も議論され、やはりバルトルスにしたがって金色が最も高貴な色とされた後、更に色の序列が語られる。また、治世最初の帝国集会は、金印勅書にあるように、ニュルンベルクで開かれること

とされるが、ペーターは更に、やはり金印勅書に依拠しつつ、帝国集会における選挙侯たちの象徴的奉仕、食卓における席次、皇帝の行進の際の選挙侯の位置を詳細に叙述している⁽⁶⁶⁾。このように、儀式とシンボルに関する詳しい論述がなされていることも、ペーターの帝国論に特徴的な点であると言える。

三、ドイツ人とドイツ

ペーターの帝国論において、ドイツ人（用語としては主に Germani、ときに Theutonicus が使われる）とドイツ（用語としては主に Germania、ときに Alamania が使われる）は中心的位置を占めている⁽⁶⁷⁾。

ペーターは既に序言において、ローマ帝国と皇帝について書いた著者は多いが、その帝国を担うドイツ人 Germani の事績についてはこれまでまとまった叙述がなされてこなかった、と述べる⁽⁶⁸⁾。それに対して自分は、名高いドイツ人たちを賞賛する叙述を行う。この世界の隅々までドイツ人の名声が到達しているのである。更にペーターは、著作を捧げた相手である皇帝フリードリヒ三世によって、ドイツ人の名声が再びかつてのように興隆することを期待する。この著作によって彼は、ドイツの榮譽を告げ知らせるのだ、というのである。

ドイツ人は高貴な人々である。ドイツ人 Germani の名称の由来について、ペーターは、「生む signo, gignis」から導く教会法学者ヨハネス・アンドレアエ Johannes Andreae の説を採り、ドイツ人の荒々しさを強調するセヴィリアのイシドルスの説には同意しない⁽⁶⁹⁾。また彼は、ドイツ人とドイツ女性を賞賛する古代作家や教父の叙述を紹介する⁽⁷⁰⁾。ドイツ人の起源と歴史については、タキトゥスの『ゲルマニア』は、ペーターにはまだ知られていなかった⁽⁷¹⁾。『ゲルマニア』の唯一の写本は、一五世紀に再発見され、一四五五年にイタリアへもたらされた。ドイツではニコラウス・クザーヌス

が『ゲルマニア』を使って論述しているが、ペーターはまだ『ゲルマニア』を論述に組み込むには至らなかった。

ペーターは多くの中世の歴史家・理論家と同様、四つの世界帝国論（バビロニアないしアッシリア、メディアないしペルシア、マケドニア、ローマ）を採用する。⁽⁷²⁾ローマ帝国は最後の世界帝国であり、その滅亡は最後の審判への過程の始まりとなる。

ペーターによれば、ローマ人が世界支配者となったのは、結局その徳 *virtus* による。⁽⁷³⁾徳の中でもとりわけ祖国愛 *amor patrie* が支配、帝国、榮譽の高位に値するものとされる。⁽⁷⁴⁾しかしそれと並んで、ローマ人が世界支配に至った第二の原因は、正義への熱情と法律の通用力である。一方、ドイツは法律を気にかけないので、今日ローマ帝国の勢力が分解し、ドイツ中が正義と平和なく混乱に揺れているのも不思議なことではない、という。⁽⁷⁵⁾更に第三の理由として、ローマ人の、同胞市民に対する好意と万人に対する人間らしさ *humanitas* があげられる。⁽⁷⁶⁾

そのうえでペーターは、やはり中世の多くの理論家・歴史家たちと同様、帝権移転論をとる。⁽⁷⁷⁾最後の世界帝国であるローマ帝国の支配権が、コンスタンティヌス大帝以降ローマ人からギリシア人へと移る。更にそれが、カール大帝以降ドイツ人へと移る。ただしカールは、ギリシア人の皇帝の親戚であつたとされる。⁽⁷⁸⁾ペーターの帝国論では、この箇所以外でも、先述のカロリング家とコンラート一世およびハインリヒ一世との史実に反した姻戚関係にも見られるように、親戚関係による説明が、随所に顔を出している。これも彼の帝国論の特徴の一つである。カール以後、コンスタンティノーブルの皇帝は、ローマ帝国の名称を用いているとしても、ローマ人というよりはギリシア人の皇帝であると見なされる。⁽⁷⁹⁾

ギリシア人からドイツ人への帝国支配権の移転に関しては、具体的には以下のように論じられる。⁽⁸⁰⁾国王ピピンは、ランゴバルド王アイストウルフに対して、ドイツ人とフランク人から軍を集めて戦い、アイストウルフを屈服させて彼が

奪った諸都市などをローマ教会に返還させた。それを受けて教皇ステファヌスはローマ帝国をギリシア人からドイツ人へ移す措置を講じたが、このときはまだそれを実行しなかった。⁽⁸¹⁾ピンの死後、ランゴバルド王デシデリウスと戦うカールの軍は、ドイツ人、フランク人、アングル人などで構成される。教皇ハドリアヌスは、ランゴバルドを破ったカールを迎えてローマで大規模な教会会議を開き、カールに、教皇の任命権、パトリキウス職、大司教・司教の叙任権を与える。もともと最後の権利は時の経過とともに教会に不利に働くようになったため、後に撤回されたという。⁽⁸²⁾そして、ローマ教会が、ギリシア人の衰微とドイツ人の隆盛を十分考慮したうえで、ギリシア人からドイツ人へと帝国支配権を移したのであるとされる。⁽⁸³⁾このギリシア人からドイツ人への帝国支配権移転に関する叙述は、一四世紀初めのランドウルフ・コロンナ Landulphus Colonna の作品に依拠しているが、⁽⁸⁴⁾帝権移転論としてはやはり教皇権論者のヴァージョンが採用されて、帝権移転に関する教皇の決定的関与が強調されている。

カール以後、海のこちら側のローマ帝国は、当時ドイツ王国 *Almanie regnum* をも統治していたフランク人たちの王にゆだねられる。⁽⁸⁵⁾フランクシアで王権が衰微すると、ローマ帝国は今日に至るまでドイツ人 *Theutonici* によって治められることとなった。

カールにおける帝国支配権の移転に関しては、ドイツ人でなくフランク人への移転ではないのか、という問題がある。⁽⁸⁶⁾カールはドイツ王国を支配していただけでなく、フランク人たちの王でもあったのであり、両民族とも名声を得ていたからである。しかし、やはりこれはドイツ人への移転と言ってよい、というのがペーターの結論である。カールはインゲルハイムの生まれであり、その点でドイツ人と思われてよい。⁽⁸⁷⁾また、ドイツ人の軍の功業が世界にとどろいているので、この移転はドイツ人への移転と言える。ドイツ人への帝国支配権移転は、神意によるものとされ、帝国の権利や領域を不法に要求し、帝国を圧迫する者は、皇帝の尊嚴 *maiestas* だけでなく、神の尊嚴をも害することになる。

ドイツの諸侯がこのような行為に及んだ場合は、他の民族 *natio* の場合にもまして、罪が重いものとされる⁽⁸⁸⁾。

カール大帝の後は、百年以上彼の子孫が帝国の統治を世襲したが、これは前述のように、ドイツの諸侯の同意のもとで起きたことであつたとされる⁽⁸⁹⁾。更にこれも前述のように、カールの家系の最後の男性の娘が、ザクセン公ハインリヒと結婚してオットーを生む。このオットーがドイツ人 *Theutonicus* の大軍を率いてイタリアに攻め入り、皇帝戴冠を果たす⁽⁹⁰⁾。

ドイツ人と皇帝権の結合に関しては、ドイツでの選挙にあたって、選挙侯はドイツ人でない諸侯を皇帝に選ぶことができるか、という問題も論じられる⁽⁹¹⁾。ペーターは、教会法学者フランチェスコ・ザバレッラ *Francesco Zabarella* の肯定説をまず紹介する。すなわち皇帝権は能動的 *active* にドイツ人に移転されたのであつて、ドイツの諸侯に皇帝を選ぶ権利が与えられたのであり、彼らがその権利を行使してドイツ人でない者を選んでも、それは禁止されるわけではない（もつとも今までその例はないのであるが）。続いて、やはり教会法学者であるパノルミターヌス *Panormitanus* の否定説があげられる。すなわち、皇帝権はカールに受動的 *passive* に移されたのであつて、能動的に移されたわけではない。カール自身が皇帝へと上らせられたのであつて、皇帝を選ぶ権利が彼に与えられたわけではない。したがってドイツ人にも、皇帝権は受動的に移転されたというべきであつて、それゆえドイツ人以外の人間が皇帝に選ばれることはできない。このように両方の説が存することを、一四、一五世紀の教会法学の権威たちの名をあげて紹介したうえで、ペーターは、教会法学者の共通意見として、ローマ帝国は教皇に依存しているのであり、教皇は能動のおよび受動的にローマ帝国をドイツ人に移転させようとしたのである、とする。この見解は正しいだけでなく、帝国の維持のために極めて必要な考え方でもある、という。

このようにペーターの帝国論において、ドイツ人とドイツは大きなウェイトを占めている。その一方で、ドイツ人と

ドイツの内部での差異は、ほとんど目立たないものとなっている。

確かに、ペーターはドイツ貴族の高貴な出自を説明して、アレクサンダー・フォン・ロースが叙述するトロイア起源説を引用する。⁽⁹²⁾トロイアに起源を有するドイツ人は、まずライン河の西に定着し、そこで先住民を駆逐し、ライン以東へと追い払う。彼らはクサンテンを建設し、トリリアの人々とは平和条約を結ぶ。その後彼らはライン河の東、テューリンゲンへも広がる。その後にかエサルが、ガリアとゲルマニアを征服し、多くの城と都市を建設し、トリリア、ケルン、マインツの領域をローマの住民で満たす。一方、フランク人は別の集団と見なされる。彼らのうち、後にドイツ人と混合した一派は引き続きフランク人と呼ばれた。それに対して、ガリア人と混合した一派はフランク人から生まれた者たち *Frauciene* と呼ばれた。このように、ドイツ人とフランク人は一体であり、すべてのドイツ諸侯と貴族は、トロイア人とローマ人に由来するものとされる。しかし、アレクサンダーの論がライン以西の人々の主導性をはっきり打ち出していたのに対して、⁽⁹³⁾ペーターの叙述ではそうした特徴は目立たない。一方ルーポルトは、同じトロイア起源説でも、まずライン以東に定着し、後からライン以西へ進出した、というヴァージョンを採用し、そのうえでライン地方の人々と彼が活動したヴェルツブルク近辺のフランケンの人々を、帝国の主要な担い手と見ていた。⁽⁹⁴⁾これらの所論に対して、ペーターにおいては、ドイツに住む人々の中でも更に特定の人々に重要な役割を認めるというアクセントは見られなくなっているのである。

以上のようなペーターの所論は、一五世紀においてドイツ全体規模の統合が徐々に進展し、それにあわせて「ドイツ人意識」が高揚してきたことに、対応するものと見ることができるであろう。⁽⁹⁵⁾

四・帝国国制とドイツの貴族

さて帝国内での皇帝の役割についてのペーターの論述を見ると、皇帝の裁判権は刑事裁判権中心に理解されている。⁽⁹⁶⁾ ペーターによれば、帝国の役職者のうち最高ランクの者たちだけが、完全な支配権 *merum et mixtum imperium* を持つ。すなわち、刑事裁判権を行使し流血刑を科すことができる。ラント裁判官のような下位の役職者たちは下級裁判権は有しても、完全な支配権は行使できないとされる。この点は今日でもそのとおりのはずであると彼は言うが、ただし特権 *カレガリア権 ius regium* を持つ場合はその限りでないとする。⁽⁹⁷⁾ ところが今日では、多くの都市や城、さらには農民が裁判を行っているような農村までも、慣習にもとづくと称して *merum imperium* をわがものにしていく。これに対して皇帝は、いつでもそうした慣習を廃止することができる。君主の権力に対しては抗弁は認められないし、皇帝は法律による禁止に反して導入された慣習をいつでも無効と宣言することができる。⁽⁹⁸⁾ ペーターのこのような論旨は、いわば「絶対主義的」であり、ラーバントが説くようにローマ法継受の成果と言えるかもしれないが、しかし他方で、ペーターが後述のように、貴族やその同意にも大きな意味を認めている点にも注意するべきである。

皇帝の義務としては、司法、宗教の保護、帝国内における平和の維持、があげられる。⁽¹⁰⁰⁾ 司法に関しては、やはり刑事裁判権中心の理解がなされている。こうした裁判権が行使されておれば、帝国は今のよう狭小になることなく、なお強大であつたであろう、という。⁽¹⁰¹⁾ これに対して、現実には法が守られず、裁判が恣意的に行われているが、ペーターはそうした現状を痛烈に批判する。他の民族 *natio* が法を守っているのに、立法者の膝元にいる我々が法を尊重しない。地方では、よりによって農民が判決を下す始末である。現在は、武力を持つ者が法と裁判を助けることをしていない。弱者にとっては判決が得られないだけでなく、判決を執行してくれる者もない。したがって、目下のところ、帝国はフエーデと戦乱に満ちている。この状態の責任は武力を持つ者たちにあると言いたくなるが、しかし結局これは我々の罪に対する報いとして神が下したものである。平和の維持こそ、皇帝と君主の最大の関心事でなければならない。⁽¹⁰³⁾ しか

し皇帝と君主は、とりわけ街道の安全確保につとめるべきである。それと引き替えに君主は流通税を徴収することができるのであって、街道の安全が確保されることは、君主の財政上の利益にもなる。また交通が安全になることは教会儀式を盛んにすることにもつながる。ペーターは、今日の帝国が、かつてと比べてずっと小さくなり、衰えていることを認めるが、ローマ帝国を強大たらしめていた正義、法、徳から離れてしまったのだから、これは不思議ではない、とする。彼は、諸侯と皇帝へのよびかけも行っているが、皇帝がこの状況を黙視するのであれば、皇帝はその名「拡大者 augustus」に値しない、という。そして帝国に従う者が少なくなっていることからして、この世と帝国の終末は近いと思われる、とも述べている⁽¹⁰⁵⁾。

彼によれば、統一と平和こそが最高の価値である。一人による国家指導（君主政）か、多数による国家指導か、いずれがよりよいかを論じた箇所でも、後者よりも前者が平和維持に適するゆえに、最善である、と論じられる。支配する者が多数いる場合、いかに平和維持に悪影響を及ぼすかは、現在のエルザスおよび全ドイツの状況を見れば明らかである、という⁽¹⁰⁶⁾。

このように、ペーターの所論には、帝国の現状に対する不満と批判が繰り返し登場する。今の皇帝たちは、帝国を拡大するのではなく、むしろ縮小させている（augustusの本来の意味に値しない）、というのである。実際、当時の皇帝フリードリヒ三世は、長くオーストリアのハプスブルク家世襲領に閉じこもって、ドイツの他の部分にみずから姿を見せることがなかった。フリードリヒに捧げられた著作でこのような批判の声を上げることによってペーターは、皇帝の奮起を促したかったのであろうか。

さて、皇帝を戴く帝国の国制はしかし、選挙君主制として理解される。オットー三世の死後、教皇グレゴリウス五世（オットーの親戚のドイツ人）のもとで、七人の選挙侯による国王選挙の制度が導入される⁽¹⁰⁸⁾。三人の聖界選挙侯につい

ては、それぞれドイツ、イタリア、ガリアの書記局長 *cancellarius* であることに触れられているが、それ以上特に説明はない。元来、皇帝も国王も世襲ではなく選挙で選ばれるものとされる。この選挙侯に関する記述もランドウルフス・コロナに依拠してなされている⁽¹⁰⁾。

選挙権は個別の選挙侯に帰属しているのか、それとも選挙侯の団体に帰属しているのか、という問題も論じられる⁽¹¹⁾。ペーターは、保護権 *ius patronatus* が個々の保護者に属するのと同じであるとして前者の考え方をとる教会法学者ホステイエンシス *Hosiensis* の説を紹介するが、多くの学者がヨハネス・アンドレアエに従って後者の説である、として、パノルミタヌスも後者の説に賛成している、とする。なぜなら、選挙侯はローマ人民の代わりに行動しているので、ローマ人民と同様に一体をなしているからである。また選挙侯たちは、すべて同じ場所に集められて共同で選挙行為を行わなければならない。また選挙に参加した少数派の存在は選挙結果を左右しないが、選挙自体に参加しない者の存在は選挙を危うくする。これらはすべて *collegium* に見られる属性である、とされる⁽¹²⁾。選挙侯は個別に意志決定できるのではなく、金印勅書が定めるように同時に選挙に集まらねばならないのだから、後者の説が正しいものとされる。

ルーポルトもこの問題を論じてやはり選挙権は選挙侯団体に属するという説を採っていたが、ペーターはこの問題について、ホステイエンシス以後の教会法学者たちの態度を引きつつ、ルーポルト同様の結論を出している。この問題で団体帰属説を採ることが、選挙侯の全員一致だけでなく多数決による選出でも有効と認められるための前提であったから、ペーターも選挙侯が多数決で決定することを認めるわけである。そしてペーターが団体帰属説を採る際の論拠として、教会法学者たちと並んで、金印勅書に規定された選挙手続をあげていることも注目される。金印勅書は一四〇〇年の国王選挙、および特に一四一〇／一一年の国王選挙の際に、盛んに言及・参照されることで、法としての通用力を高めていた⁽¹³⁾。こうした推移を反映して、既にこれまでたびたび述べてきたように、ペーターは金印勅書を皇帝カール四世

の立法 *constitutio* として再三利用している。⁽¹⁴⁾ 国王選挙や帝国集会の手続と儀式を定めた規範として、ローマ法源や教会法源と同等に扱っているのである。中世中期以後の皇帝立法・皇帝特権状の中では、唯一金印勅書だけが明示的に言及されており、ペーターがこの文書に認めた法源としての高い地位がうかがわれる。

国王選挙の場所と手順についても、ペーターは、金印勅書で定められた内容を繰り返し返しており、金印勅書に明示的に言及している。⁽¹⁵⁾ もっとも、ベーメン（ボヘミア）王については、他の選挙侯の間で多数が得られない場合のみ、選挙に呼ばれるものとされる。これが今日通用している実践であるとされるが、それにも更に条件が付けられ、ベーメン王がカトリック教会と一致していることが前提であるとされる。そうでない場合は、選挙侯の票が同数になれば、前述のように、教皇がどちらかに決することとされる。またベーメン王は国王選挙権を古来から有していたわけではないとされる。⁽¹⁶⁾ しかしもちろん、選挙侯の間で多数が形成されれば、それが一致した選挙結果と見なされる。⁽¹⁷⁾

このように選挙制が採られるだけでなく、ペーターの叙述においては、被治者（主に貴族たち）の同意にしばしば言及がなされている。カール大帝がアーヘンに教会を建立した際、その献堂式には教皇、多数の高位聖職者と並んで、バリエルン、アラマニア、両フランクアから数多くの世俗貴族たちが出席した。カールは、このように集まったすべての者たちから、アーヘンが国王聖別場所であり、アルプス以北ガリアの中心たるべきことについて、同意を獲得した、⁽¹⁸⁾ という。また、カール大帝の後、百年以上彼の子孫が帝国の統治を世襲するが、前述のように、それはドイツの諸侯の同意のもとで起きたことであつた。⁽¹⁹⁾

更に、ペーターの論では、帝国を支えるのは選挙侯だけではない。帝国はそれ以外の多くの貴族や都市にも立脚している。とりわけ、貴族への強い関心と帝国論が結びついているところが *Libellus* の特徴をなしている。⁽²⁰⁾

帝国は七段階の貴族と自治都市の上に建てられている。貴族の各段階は四つの家門を含む。これらの家門はそれぞれ

の段階において他の家門にまさるが、それだけに一層大きな努力でもって帝国を防衛する義務を負うものとされる⁽¹²⁾。以下、各段階の説明が続く。まず四諸侯、すなわちライン宮中伯、ブラウンシュヴァイク公、ロートリンゲン公、シュヴァーベン公、があげられる。ただし、シュヴァーベン公は既に没落しており、シュヴァーベンの貴族たちが代わりの諸侯を公領のトップに据えていないのは非難されて然るべきことであるとされる。ライン宮中伯はトリリアの宮殿と結びつけられ、ブラウンシュヴァイク公はザクセン、ロートリンゲン公はガリアにおける諸侯とされる。次に、四辺境伯、すなわちメーレン（モラヴィア）、マイセン、ブランデンブルク、バーデンの辺境伯、および四ラントグラーフ、すなわちテューリンゲン、ヘッセン、エルザス、リヒテンブルク Lichtenburg のラントグラーフ（ただしこれらのうちエルザスのラントグラーフは既に没落し、その権利はシュトラスブルク司教に移っている）、更に四ブルクグラーフ、すなわちニュルンベルク、マクデブルク、シュトラウブルク Strauburg、ラインエック Rheineck のブルクグラーフが続く。彼らの名が帝国の設立証書に書かれている。次いで四伯、すなわちクレーフェ、シュヴァルツブルク、チリー Cilli、サヴォワの伯が言及される。このうちクレーフェは現在では公に昇格されており、チリーは既に断絶し、その諸権利は一四五六年にレーン法によってオーストリア公に移ったとされ、サヴォワもコンスタンツ公会議で皇帝ジギスムントによって公のタイトルを与えられたとされる。彼らは伯のうちでは最上位だが諸侯のうちでは最下位である。更に、四フライヘル（リンブルク Limpurg、ドウス Douss (Rahr)、ヴェスターブルク Westerburg、アルヴァルト Alwald）、四騎士（アンドラウ、シュトランデック Strandeck、メルディングゲン Meldingen、フラウエンベルク Frauenberg）、四都市 civitas（アウクスブルク、マインツ、アーヘン、リユーベック）、四都市 villa（バンベルク、シュレットシュタット、ハーゲナウ、ウルム）、四農民 rusticus（ケルン大司教区、レーゲンスブルク司教区、コンスタンツ司教区、ザルツブルク大司教区の rusticus）と続く。この農民たちが帝国の最下層の土台である。

これはいわゆる「四(づ)くし Quaternionen」⁽¹²⁷⁾であり、一五世紀以後広まった帝国国制の図式的整理の一つである。その起源は不明であるが、今のところ最古の証言は一四世紀末リエージュ関係の史料であり、その後おそらくコンスタンツ公会議を機に広く知られるようになったらしい。国王ジギスムントは、おそらく選挙侯の影響力と帝国理解に対抗するために、その普及を促進したものと考えられる。史料分布の重点は、スイス、エルザス、ニュルンベルクにあり、ワシと紋章を用いた図像表現としても流布している。ペーターは、これについては、フェリックス・ヘンマーリン Felix Hemmerlin の『貴族と農民について De nobilitate et rusticitate』に依拠した叙述を行っている。⁽¹²⁸⁾「四(づ)くし」もヘンマーリンの著作から直接とられていても不思議でないが、しかし両者の間には細部で不一致があり、両者に共通の先行文献が存在したのかもしれない。⁽¹²⁹⁾ペーターがこれを持ち出すのは、一つには彼の家門アンドラウ家が騎士の筆頭として登場することが背景にあるのであろう。みずからの家門であるアンドラウ家に対する誇りの現れと見られる。しかし、ルーポルトの帝国論と比較すると、これはドイツ国制の発展を示すものとも言える。選挙侯だけでなくそれ以外の貴族もまた、こうした形でドイツ国制の中に位置づけられ、高い地位の見返りとして帝国を支える特に重い義務を負うとされているのである。特権と帝国を支える特に重い義務との対応関係は、一三世紀後期シュタウフェンの皇帝・国王証書における帝国諸侯身分の位置づけに始まるが、それが一五世紀半ばの「四(づ)くし」においては、帝国の最上層だけでなく、下層まで拡散してきているのである。なお、その他の貴族がいかなる職を有しているかを知るには、やはりカール四世の金印勅書を読めばよいとされる。⁽¹³⁰⁾逆にこうなると、帝国とイタリアなどドイツ以外の地域との関連づけはそれだけ難しくなる。ルーポルトにおいては、ドイツの選挙侯が実質的帝国である *regnum et imperium* の全人民を代表すると考えられていたが、⁽¹³¹⁾ここまで帝国の担い手が具体的に下へ広がると、ドイツ以外の地域の勢力がかかわる余地はますますなくなっていくのである。

しかしこれらの貴族等だけでなく、全ドイツ人が帝国に助力する義務を負う。⁽¹²⁹⁾キリストの代理人たる教皇がドイツ人を世界支配へと選び、ローマ教会の指導を託したからである。ドイツの諸侯がかつてのように、教会のフォークトとしての皇帝を忠実に助けさえすれば、いかなる敵もたいした問題ではない。

ペーターは更に「四づくし」とは別に、封建法書 *Libri feudorum* による七段階の区分を論じている。⁽¹³⁰⁾これは上述の貴族の七段階とはまた別になっており、国王、公、辺境伯、伯、*capitaneus*、*vassus*、*valvasinus* の七段階である。最後の三段階はペーターたちのものでは、*baron*、*ministerialis*、*clientulus* と呼ばれる、という。このうち国王は皇帝によってその王国に任命された者である。⁽¹³¹⁾伯に関しては、ドイツには、伯領を授封されていないが、保有する城などから伯としての名を引き出している貴族たちがいる、とされる。彼らは先祖がローマで伯だったのであろう、という。⁽¹³²⁾また *baron* に関しては、ドイツには普通のバロンと「永久バロン」がいるとされる。後者は誰からもレーンを受け取っていないが、彼自身はレーンを与えているというもので、リンブルク *Limburg* のバロンなどがその例である。ドイツでは古来の慣行として、バロンが騎士身分の女性と結婚すると、その子孫はバロンの身分を失って騎士となるが、伯が同じことをしてもその子らは伯のタイトルを保持する。そうした子らがまたも騎士身分の女性と結婚した場合に⁽¹³³⁾は、そこから生まれた子らは伯身分への所属を失い、騎士身分となるが、ペーターに言わせれば、これはおかしいと思われる。⁽¹³⁴⁾次の *valvasores* ランクの貴族の例として、彼は、みずからの家門であるアンドラウや、ホーエンシュタイン *Hohenstein*、ランズベルク *Landsberg*、トレーガー *Treger* といったエルザスの貴族家門をあげる。⁽¹³⁵⁾これら貴族はすべて帝国を助け帝国に奉仕すべく任命されたものである。彼らは、共同体を指導し、抑圧者から守り、臣民の繁栄をはかり、平和を愛し、正義を行い、不法からの防衛のため以外には決してフェーデを行わない、という義務を負う。これらは世俗の剣をふるう者すべての義務だが、とりわけ選挙侯たちの義務である。選挙侯は特に皇帝の努力を助けるもので

あり、皇帝の身体の一部だからである。⁽¹³⁶⁾

ところが、ペーターの行論においては、これらのドイツ貴族の出自・血統の点で、イタリア（ローマ）との関連が出現する。⁽¹³⁶⁾ カールは皇帝戴冠後、多くのローマ貴族をドイツへ連れ帰り、ある者は有能な戦士として、ある者は皇帝法の書記と博士として、彼の帝国の各地に分散させた。また反抗的な者たちはバラバラになるように配置した。他の者たちは勤勉な役人として宮廷などに置いた。後には、帝国の辺境部などに伯領、城、所領などを与えた。これらの者たちのうち、一部はドイツに定着し、一部は既にカールの存命中にイタリアへ戻った。

既にアウグストゥス時代にも多くのローマ人がアレマニアに定着していた。⁽¹³⁷⁾ カール大帝や、その後のオットー一世、フリードリヒ一世も、ローマから多くの名士をドイツへ連れてきたのである。彼らのうちには反乱を繰り返すようなタイプの者もいたものであり、それゆえ、現在、ドイツに平和が欠けているのは不思議でない。こうしたローマ人たちの多くは、ドイツでは伯領を持たないにもかかわらず、彼らがもともと持っていた伯タイトルなどを保持していた。また多くは、ドイツで得た城や所領の名前を家名とした。そうした貴族家門には、ハープスブルク、エッティンゲン Oettingen、ティアシュタイン Tierstein、ツォレルン Zollern などがあり、彼らはドイツでは伯領を持つことがないが、伯を称している。そうしたイタリア出自の貴族家門として、ペーターは、バーデン辺境伯家とラポルトシュタイン Rappolstein 家の起源伝説をやや詳しく紹介している。更に彼は、エルザスにおけるローマ出身貴族家門として、アンドラウ、ハットシュタット Hattstadt、ラートザムハウゼン Ratsanhausen、ハルヴァイル Hallweil、ブルームエック Blumneck をあげている。アンドラウ家の場合は、元来ローマで持っていた家名を保持し、その名をエルザスに建設した城塞に与えたものである、とする。一方、アンドラウ家のうちのある者は、イタリアに残り、ボローニャへ赴いた。それに関連して彼は、ボローニャ市民 Pranchaleon von Andlau に関するヨハネス・アンドレアエの注釈を引用し

ている。⁽¹³⁸⁾

こうした貴族家門のローマ（イタリア）起源伝説は、実際ドイツの多くの家門について説かれており、当該家門の権威を高め、支配を正当化する意味を持つていたと思われる。⁽¹³⁹⁾ ペーターが言及した西南ドイツの諸家門だけでなく、例えばヴェストファーレンのマルク伯家のような家門でも同様の説話が現れる。⁽¹⁴⁰⁾ このような形で、帝国とイタリア（ローマ）とのつながりがなお維持されているのである。これまで見てきたように、ペーターの行論において、しばしば血縁関係が重視されていたことからすると、こうした出自の問題は、彼の議論全体の中で重要な意味を持ったと思われる。

もつとも、ペーターはドイツの貴族を血統のみからとらえたわけではない。彼にとっては、むしろ徳がより重要であつた。⁽¹⁴¹⁾ まずペーターは古代以来の学者たちの意見によつて貴族を論じる。⁽¹⁴²⁾ 貴族であることは、ただ徳だけに基づくとされる。確かに、血統による貴族と徳による貴族があり、両者とも教会の認めるところである。しかしペーターは、後者を前者より高く評価するローマ法学者キヌスの説を紹介している。貴族の高貴さは男系によるのであり、下層民と結婚した貴族の女性は貴族でなくなるが、貴族と結婚した下層民の女性は貴族になる。もつとも貴族とは何かは、慣習や地方によつて異なってくるので、それらにも注意を払う必要があるとされる。⁽¹⁴³⁾ 一方、現在のドイツにおいては、貴族はもっぱら血統貴族として、徳とはまったく無関係に理解されている。むしろ盗賊騎士のようなふるまいをして、徳を示すところがまっただくなかつたとしても、先祖のゆえに貴族として扱われている。貴族の間では、学問と徳を身につけることは軽蔑され、まったく重きを置かれていない。しかし法^{Recht}によれば、学者は貴族であり、貴族の特権を享受できるはずである。またバルトルスによれば大学で二〇年教えた教師には伯の特権が認められるはずである。⁽¹⁴⁴⁾ ドイツでは、貴族への成り上がりをはかる下層民が、騎士のまねをして街道を荒らしているが、これは笑止である。さらにこうした行為故に彼らを貴族と認めようとする者までいるが愚の骨頂である。その一方で、平和に生きている貴族には敬意を払

わず貴族と認めようとしなが、これはおかしいことである。ペーターは、フィレンツェのポッジオ・ブラッチョリー Poggio Bracciolini の『貴族について (De Nobilitate)』を高く評価している。

更に、別の種類の貴族として君主から授与された貴族が存在する。君主が倫理的美点とは無関係に貴族を選び出すことが行われており、その結果としていわば書き物とロウで貴族になった者たちがいるが、これもまた馬鹿げたことである。⁽¹⁵⁾ もっとも、貴族を作る際に別のやりかたをとれば、つまり徳を十分考慮するならば、皇帝が貴族を作りうることは疑いない。ペーターの貴族論によれば、貴族の諸権利は皇帝に発するものである。⁽¹⁶⁾ 皇帝は諸侯をも創出しうるからである。それを疑うことは瀆聖にあたるとされる。国王の権利を要求しうるような君主も、貴族を作りうる。更に都市も貴族を創出しうるが、もっともその場合、そうした貴族が貴族として通用するのは都市内部に限られる。しかし、商業を行う商人は貴族にはなれない。このようにペーターが、貴族を自生的存在と見なすのでなく、皇帝・国王・都市が新たに貴族を創出しうることを認めている点は、中世後期から近世にかけてのいくつかの貴族論と共通する。⁽¹⁷⁾ こうしたペーターの見方を、ラーバントは、貴族の伝統的地位と特権を否定しようという絶対主義的傾向に対応するものにとらえたのであったが、われわれは、ペーターが徳の要素を考慮せずに君主が貴族を創出することを批判している点にも注意する必要がある。特権と同意の問題と同様、ここでもペーターの所論は、単純に絶対主義的特徴付けることを許さない内容を持っているのである。

なお、武器を用いての軍役奉仕とは別に、聖職者の祈りによる軍役奉仕および法廷 consistorium における弁護人 advocatus としての文書による軍役奉仕がある。⁽¹⁸⁾ 軍役奉仕がこのように、武器によるものと文書によるものに分かれるところから、(法学の) 博士と騎士のいずれが優位すべきか、という問題が出てくる。⁽¹⁹⁾ 何人かのローマ法学者によってこの問題が立てられているが、軍事では騎士が、学問的分野では博士が優位する。そのどちらにも属さない事柄におい

では、博士が優位するものとされる。兵士の特権を享受するためには六つの要件があげられている⁽¹⁵⁾。

このように、ペーターは、血統はもちろんだが、それ以上に徳を重視した貴族論を展開した。このようなペーターの目から見て、当時の貴族の状態は決して満足できるものではない。今日の、墮落した騎士に対する非難が述べられることになるのである⁽¹⁶⁾。

おわりに

以上、我々はペーター・フォン・アンドラウが展開した帝国論について、約一世紀前に同じ教会法学者であったルーボルト・フォン・ベーベンブルクが著した帝国論と比較しつつ、その主要な点をたどってきた。例えば、選挙侯の選挙権を個別の選挙侯でなく選挙侯団体に帰属せしめる議論にあらわれているように、両者とも、教会法・ローマ法の法源や注釈を駆使しつつ帝国国制を法学的に把握し説明した。一般に、学識法学者による理論構成は、西洋中世のさまざまなレベルの結合が中世後期の間に固められていくのに寄与したと考えられるが、我々はペーターの帝国論にもそのような傾向を認めてよいであろう。しかもその際、ペーターは、皇帝権の性格付けを法的 *de iure* な意味での世界の主という一般的・抽象的な規定にとどめ、具体的な皇帝の権利やその行使の可能性には余り踏み込まなかった。これは一面で皇帝の地位を名目化するもののように見えるが、他面でこの一般的な規定から出発して新たな権利主張を展開する余地を広く残すものでもあった。しかも彼の帝国論は、皇帝に絶対主義的と見える権利を認めるところもある一方で、皇帝の地位をドイツの貴族などの同意と承認に基づかせているところもあり、皇帝側からも諸身分側からも利用しうるものであった。ペーターの帝国論のこのような性格は、それが近世において受容されていくことを促進したものと考えられる。

ペーターの帝国論が持ついわば「近世的」な性格は、ルーボルトの帝国論との比較では他にも随所に見いだすことができる。教皇権と皇帝権との関係について、ペーターは、教皇権側の論者と多くの点で立場を同じくしつつも、教皇権と皇帝権を正面から衝突させることを避け、ドイツにおける選挙と帝国の支配権の行使との関係については、ルーボルトなど皇帝権側の論者の主張を実質的に承認した。教皇権と皇帝権という両普遍的権力の協調を重視する彼の姿勢は、バーゼル公会議の後、近世まで引き継がれていく、両権力の接近という状況と対応するものであった。

またペーターの帝国論では、ドイツとドイツ人に一層焦点がしばられている。ドイツとドイツ人の内部での不均質さは一三、一四世紀の帝国論と比べて大きく後退している。帝国国制の叙述においても、選挙侯という特別なグループだけでなく、広く貴族身分とその役割が重視される。このような点も、近世における帝国国制と帝国の身分秩序の広範な浸透を指し示すものであった。しかし同時に、まさにドイツの貴族を論じた箇所、イタリアとの系譜的・歴史的な結びつきが登場する。この意味では、帝国はなおドイツに限定されていないのであり、ドイツの外とつながった政治体であり続けるのである。こうしたイタリアとのつながりは、中世後期の大部分を通じて経済的(商業関係と商人等の往来)・文化的(学者と学生の往来)・人的(ドイツ貴族のイタリアでの傭兵活動)な面が目立っていたが、ハープスブルク家を取り巻く政治情勢から、一六世紀には再び政治的意味を持つようになる。近世においても、皇帝・帝国とイタリアとの関係は無視できないものであり続けるのである。

皇帝権と帝国国制を論じる際に、ペーターが儀式やシンボルに関して詳細な叙述を展開していることもまた、儀礼が大きな意味を有し、国家統合と諸勢力の政治的コミュニケーションに儀礼が重要な機能を果たしていた近世の帝国の性格⁽¹⁸⁾を指し示すものであった。

おそらくこうした「近世的」性格が、執筆当時は余り広く読まれた形跡のないペーターのこの著作が、一七世紀以降

の帝国国法論 *Reichspublicistik* の議論の中で大きな意味を持つようになったこと(15)の理由であったろう。前述のように一六〇三年に、マルクヴァルト・フレーアー Marquard Freher によって *Libellus* の初めての印刷本が刊行される。一六二二年には再びフレーアーが、今度は詳細な注解を付して *Libellus* を公刊し、当時の皇帝マティアスに献呈した。(16) ペーターの帝国論は、その「スコラ的」論述形式にもかかわらず、ラーバントによるかつての評価とはまた違った意味で、未来を指し示す内容を持っていたのである。

- (1) かつては、一二世紀以後のドイツにおいては領邦への分解が進行すると考えられていたのに対して、中世後期から近世における王国レベルの統合の性質・時代的変化・意義が評価されるようになったのは、一九七〇年代以降の研究の進展による。代表的な成果として、Ernst SCHUBERT, *König und Reich. Studien zur spätmittelalterlichen deutschen Verfassungsgeschichte*, Göttingen 1979, Peter MORAW, *Von offener Verfassung zu gestalter Verdictung. Das Reich im späten Mittelalter 1250 bis 1490* (Proyälän Geschichte Deutschlands 3), Berlin 1985.
- (2) ルーボルトの帝国論については別稿で詳しく検討する。彼の作品を収めた初めての近代的刊本が最近 MGH から刊行されたが (Jurgen METTKE und Christoph FLÜGEL, *Politische Schriften des Lupold von Bebenburg* (Monumenta Germaniae Historica, Staatsschriften des späteren Mittelalters, Bd. 4), Hannover 2004 (Zürich: MF, 2004))、本稿ではルーボルトの論文をこの刊本によりつつ参照する。ルーボルトに関する研究として、MF S.1148, および池谷文夫『ドイツ中世の政治と政治思想』(二〇〇〇年 刀水書房) 三二五―三八五頁のみをあげておく。
- (3) Otto STOBBE, *Geschichte der deutschen Rechtsquellen*, I, Abt., Leipzig 1860, S.456ff.
- (4) Paul LABAND, *Rede über die Bedeutung der Rezeption des Römischen Rechts für das deutsche Staatsrecht*, in: Ders., *Lebenserinnerungen, Abhandlungen, Beiträge und Reden* (1866-1918), Teil I, Leipzig 1980, S.540-573, S.540ff.
- (5) J.HUBRIN Peter (註), S.131, Roderich von STINTZING u. Ernst LANDSBERG, *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft*,

- (11) Rainer A. Müller (Hg.), Peter von Andlau, Kaiser und Reich. *Libellus de cesarea monarchia*. (Bibliothek des deutschen Staatsdenkens, Bd.8). Frankfurt a.M und Leipzig 1998 (ズルツチ MP ヲ監ヤ)・ネウラン語原典ナントツ Hürbin の註本ジツツツツツツ。参照の便宜を考ヘンべ、以テ、本稿ヅチ、ハのミヨナリーのテクストを用ヅる。
- (12) J.HURBIN, Peter (註ツ), S.1-129, M. STOLLEIS, a.o. (註ツ), P.CONRING, a.o. (註ツ), MP, S.317ff.
- (13) J.HURBIN, Peter (註ツ), S.1-8, コナルビン自身、*Libellus* のテクストを刊行した時点では、その著者をアンドラウ出身の「*カレン・ペーター*」とツツツたが、後に説を改めた。
- (14) MP, S.10.
- (15) 開学直前にイタリア式の法科大学を設立すベキツツを論じた意見書の筆者はペーターであったかもしれない。
Frank REXROTH, FINIS SCIENTIE NOSTRE EST REGERE. Normenkonflikte zwischen Juristen und Nichtjuristen an den spätmittelalterlichen Universitäten Köln und Basel, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 21 (1994), S.315-344, S.330ff. なお、ペーターの所論とバーゼル大学との関連ジツツツツ Helmut G. WALTHER, Basel: Reichsbewusstsein und Reichsferne am Oberrhein in der 2. Hälfte des 15. Jahrhunderts, in: Ferdinand SEIBT und Winfried EBERHARD (Hg.), *Europa 1500. Integrationsprozesse im Widerstreit: Staaten, Regionen, Personenverbände, Christenheit*, Stuttgart 1987, S.227-246.
- (16) なお、ペーターが一四七〇年代にバーゼル大学で行った教会法講義の学生による筆記録が残ツツツるが、それらの論述はなおなお *Libellus* と区ツツツツ。Joseph HURBIN, Eine Ergänzung des "Libellus de Cesarea monarchia" Peters von Andlau, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* 16 (1895), S.41-62.
- (17) MP, S.12. フリーゼンコ三冊ジツツツツツツ、ヤツツツツツツ Karl-Friedrich KRIEGER, *Die Habsburger im Mittelalter*. Von Rudolf I. bis Friedrich III., Stuttgart u.a. 1994, S.163-237, Paul-Joachim HEINIG, Friedrich III. (1440-1493), in: Bernd SCHNEIDMÜLLER und Stefan WEINFURTER (Hg.), *Die deutschen Herrscher des Mittelalters. Historische Portraits von Heinrich I. bis Maximilian I.* (919-1519), München 2003, S.495-517, Hartmut BOOCKMANN, Heinrich DORMEIER, *Konzilien, Kirchen- und Reichsreform (1410-1495)*, (Gebhardt Handbuch der deutschen Geschichte, 10.Aufl., Bd.8), Stuttgart 2005, S.86-128. 又、Heinrich KOLLER, *Kaiser Friedrich III., Darmstadt 2005*を参照。フリーゼンコ三冊の記述と縁起に關ツツツツツツ Paul-Joachim HEINIG, *Kaiser Friedrich III. (1440-1493)*, Hof, Regierung und Politik, 3 Bde., Köln u.a. 1997 を基本とツツツツ。又

た。以下の論文集にも個別研究が収められている。Paul-Joachim HEING (Hg.), *Diplomatische und chronologische Studien aus der Arbeit an den Regesta Imperii*, Köln u.a. 1991, DERS. (Hg.), *Kaiser Friedrich III. (1440-1493) in seiner Zeit. Studien anlässlich des 500. Todestages am 19. August 1493*, Köln u.a. 1993, Franz Fuchs u.a. (Hg.), *König, Fürsten und Reich im 15. Jahrhundert*, Köln u.a. 2009, 日本語文献としては、主にクリイガーの諸研究に依拠した、池谷文夫「一五世紀ドイツ王＝皇帝の教会支配権——フリードリヒ三世の帝国教会政策を例として——」『西洋史研究』新輯三四号（二〇〇五年）二五—四三頁がある。

- (18) Heinz ANGERMEIER, *Die Reichsreform 1410-1555. Staatsproblematik in Deutschland zwischen Mittelalter und Gegenwart*, München 1984, S.84ff. † Libellus † *Reichsreformpublizistik* の文獻の 1 つとして位置づけ、Ebenda, S.93f. † Enea Silvio Piccolomini の *De ortu et auctoritate sacri Romani imperii* と並ぶ皇帝側の文獻と見なしている。
- (19) H.G. WALTHER, a.a.O. (注へ), S.98.
- (20) MP, S.324. 同様位置づけを付するものとして Tilman SCHRUE, *Kontinuität und Wandel in zeitgenössischen Entwürfen zur Reichsreform des 15. Jahrhunderts*, in: Jürgen MEITHEKE und Klaus SCHREINER (Hg.), *Sozialer Wandel im Mittelalter. Wahrnehmungsformen, Erklärungsmuster, Regelungsmechanismen*, Sigmaringen 1994, S.365-382, S.373f.
- (21) H.G. WALTHER, a.a.O. (注へ), S.111.
- (22) 中世後期の理論的著作の受容者の問題や、理論的著作が現実の政治行動に及ぼした影響の問題は、近年の諸研究に多くは注目を論じられている。Jürgen MEITHEKE (Hg.), *Das Publikum politischer Theorie im 14. Jahrhundert*, München 1992, Joseph CANNING und Otto Gerhard OEXLE (Hg.), *Political Thought and the Realities of Power in the Middle Ages/ Politisches Denken und die Wirklichkeit der Macht im Mittelalter*, Göttingen 1998, Jürgen MEITHEKE, *De potestate papae. Die päpstliche Amtskompetenz im Widerstreit der politischen Theorie von Thomas von Aquin bis Wilhelm von Ockham*, Tübingen 2000, 参考と参照。
- (23) J. HUBBARD, Quellen (注へ), S.14f.
- (24) 日本語訳として、トマス・アクィナス『君主の統治について 謹んでキプロス王に捧げる』（二〇〇五年 慶應義塾大学出版会）および（二〇〇九年 岩波文庫）。古代作家や教父の引用は多くの場合トマスのこの作品を経由してなされている。

が、それ自体は文献名をあげて明示的に参照されているわけでもない。J.HÜBEN, *Quellen* (註∞), S.30ff.

- (25) MP, S.322ff. H.-G. WALTHER, aa.O. (註1), S.99.
- (26) J.HÜBEN, *Quellen* (註∞), S.100ff.
- (27) H.G. WALTHER, aa.O. (註1), S.100f., 103.
- (28) 中世中期以来展開された教皇権優位の理論について、むしろあたり、MP, S.61-97 の傾向の代表的な論者であったヒギンズ・ローメスとザイトルボのヤコブの理論について、Jürgen MIEßKE, *De potestate papae* (註22), S.94-108, Helmut G. WALTHER, *Aegidius Romanus und Jakob von Viterbo – oder: was vermag Aristoteles, wo Augustinus nicht kann?*, in: Martin KAUFHOLD (Hg.), *Politische Reflexion in der Welt des späten Mittelalters / Political Thought in the Age of Scholasticism. Essays in Honour of Jürgen MIEßKE*, Leiden/Boston 2004, S.151-169, ヒギンズ・ローメスとザイトルボの最近のヤコブ・ヘルムツの Elmar KRÜGER, *Der Traktat »De ecclesiastica potestate«. Eine spätmittelalterliche Herrschaftskonzeption des päpstlichen Universalismus*, Köln u.a. 2007.
- (29) MP, S.228ff., "Et licet non intendam hanc questionem in dubium revocare, quod non longe foret ab heresi pertinaciter negare temporalem Cesaris jurisdictionem a summo pontifice derivare, in quem haud cunctanter jura celestis et terreni imperii a Christo plenissime sunt translata." (S.228).
- (30) なお、この所論からうかがわれるように、ペーターは、公会議主義的な考え方をまったく採用しない。H.-G. WALTHER, aa.O. (註1), S.84 の評語を参照。
- (31) MP, S.108ff.
- (32) MP, S.116, "Quamquam autem apud multos curiosos legistas vertatur in dubium, an huiusmodi Constantini donacio facta ecclesie Romane de terris imperii, de jure subsistat, ... Apud Canonistas tamen nulla ambiguitas est, quin perpetua firmitate subnixta sit, ... Et imperator tempore approbacionis eleccionis de se facit, de tuendo et defendendo Romanam ecclesiam in iuribus sibi concessis solempne hodie prestat juramentum ...".
- (33) J.HÜBEN, *Quellen* (註∞), S.13f.
- (34) MP, S.178, "...alioquin si duo electi paria vota haberent, ad Papam recurrendum esset, qui unum ex illis, quem vellet,

eligere posset, ...”

- (55) MP, S.180, “Extunc papa presentato sibi decreto electionis, electionem hujusmodi examinat, et personam electi ac ejus merita perquiri, ut de fide, probitate ac aliis que in persona imperatoris sunt merito inquirenda, ut LXXVIII dist.c. quid est [=Dist.LXXXVIII, c.3]. Qua canonica reperta et persona ydonea reputata papa ipsum nominat, denunciatur et declarat regem Romanorum, sufficientem et habilem declarat ad suscipiendum imperialis celsitudinis dignitatem, ac decernit unccionem, consecrationem imperique Romani coronam sibi per ipsius manus debere concedi, prout hec habentur in c. venerabilem. De elect. [=X.1.6, 34] et in clem. I. De jurejur. [=Clem. II, 9].”

- (36) そのため「ルーボルトは、皇帝をつわね「国王化」し、トーンで選挙された人物に、他の王国の国王並みの地位と権利を保障するよう、織略をめぐた。」MF, S.293, 315, 320-4を参照。

- (15) MP, S.188ff. “Dd. dicunt, quod ex quo electoribus hujusmodi terminus a jure communi prefixus non est, principes primo per papam moneri debent, ut infra certum terminum ad electionem procedant; quod si non fecerint, tunc primo demum potestas devolvatur ad papam et non ante. ... Si preterea omnes electores scienter indignum eligent, potestas eligendi devolvitur ad papam ipso iure secundum omnes Dd.”

- (88) MP, S.236, “Et quidem de jure communi Papa in administratione hujusmodi succedere debet, secundum doctores qui hoc not. In c. licet ex suscepto. De foro compet. fac. c. alius XV, q. VI [=Causae XV, q.6, c.3] et c. cum inter universas in fn. De elec. [=X.1.6, 18].” ヨハネンテウス二三世から一四世紀のヨハネス二二世までの、教皇の帝国代理権に関する理論と実践については、Friedrich Baethgen, Der Anspruch des Papsttums auf das Reichsvikariat. Untersuchungen zur Theorie und Praxis der potestas indirecta in temporalibus, in: Ders., Mediaevalia, Bd.1 (Schriften der MGH 17), Stuttgart 1960 (zuerst 1920), S.110-185 を参照。ヨハネス二二世より前の教皇たちの多くは、帝国代理権は教皇側から積極的に主張されたわけではなく、しかもその行使が問題となる事例はイタリアに限られていた。ヨハネス二二世に至って初めて、帝国代理権は教皇自身によって、しかもドイツにおける統治行為をも含むものとして、打ち出されるようになった。

- (36) 一三五六年の金印勅書第五章において規定されたものである。Wolfgang D.Fritz (bearb.), Monumenta Germaniae Historica, Legum Sectio IV, Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tomi XI, Weimar 1988, S.582ff. 一

ターは、代理権の論述に続けて、やはり金印勅書の規定と同様に、ライン宮中伯の国王に対する裁判官としての地位にも触れており、彼が金印勅書のテクストを参照しつつ著述したことは明らかである。なお、金印勅書に関しては、Ulrike HOHENSEE u.a. (Hg.), *Die Goldene Bulle. Politik – Wahrnehmung – Rezeption*, 2 Bde., Berlin 2009が最近の研究の展開を示す論集として重要である。

- (40) Hürbin は「ペーターがこちらの方を現実に存在するものとして承認したものと解する」。J.HÜRBIN, *Ergänzung* (注19), S.52.
- (41) MP, S.190ff.
- (42) 一四三〇年代以降のバーゼル公会議とローマ教皇の対立、およびそれを背景とする教皇権と皇帝権の接近について、*「よこやあたり」*、H.BOOKMANN, H.DORMEIER, a.a.O. (注17), S.71-95. 特に一四四八年のヴィーンの政教協約について、Andreas MEYER, *Das Wiener Konkordat von 1448. Eine erfolgreiche Reform des Spätmittelalters*, in: *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 66 (1986), S.108-152, 山本文彦「一四一五世紀ドイツにおける司教選出の諸問題」『西洋史論集』(北海道大) 三号 (二〇〇〇年) 三二―四九頁。一四五〇年代の諸集会については、H.BOOKMANN, H.DORMEIER, a.a.O. (注17), S.102-107.
- (43) MP, S.196ff. “*Triplici preterea corona orbis princeps coronatur, ut habetur in pontificali; ferrea videlicet, quam a Coloniensi archipontifice accipit, secunda argentea ab archipresule Mediolanensi, et tertia aurea a summo omnium pontifice et Christi vicario coronatur.*”
- (44) MP, S.198.
- (45) MP, S.202ff. ただし実際にはミラノの聖アンブロシウス聖堂で戴冠がなされた例があることも紹介される。MP, S.202.
- (46) MP, S.204ff.
- (47) MP, S.210, “*...et designat aurum, quod omnibus metallis est excellencius, ipsum imperatorem aliis regibus et principibus in potencia et justicia excellenciorum esse debere.*”
- (48) MP, S.200ff.
- (49) MP, S.204ff.
- (50) MP, S.212, “*...et imperator more subdyaconi offert calicem et ampullam, et stat ibi donec pontifex ad sedem reversus*

- communicet. ...”
- (15) MP, S.212. “...et cum ipse pontifex equum ascenderit, teneat sceptrum satelles ejus, et arrepto freno aliquantulum ipsum adextret...”
- (16) MP, S.218, “Imperialis siquidem majestas omnes alios reges in *tribus* potissimum excellit, videlicet *dignitate, auctoritate, et insignis imperialem gloriam decorantibus.*”
- (17) MP, S.218ff.
- (18) J.HÜBNER, Quellen (注6), S.74ff.
- (19) 以下の論文については MP, S.220ff.
- (20) 例えば、皇帝からミラノのジャンガレアツォ・ヴィスコンティに与えられた地位と権利を、ローマ法学者バルドゥスがいかに解釈したかを論じた、Kenneth PENNINGTON, Was Baldus an Absolutist? The Evidence of his *Consilia*, in: M.KAUFHOLD (Hg.), a.a.O. (注8), S.305-319を参照。
- (21) MP, S.226.
- (22) W.D.FRITZ, a.a.O. (注9), S.612. なお、金印勅書二六章によれば、これら三人の選挙侯は、帝国集会の際にも、同様に権標を奉持すべきものとされた。Ebenda, S.620ff.
- (23) MF, S.334f.
- (24) この点は、ルーボルトの帝国論における眼目の一つであったと思われる。詳しくはルーボルトの帝国論を扱う別稿で論じる。テキスト箇所については、MF, S.254ff., 291ff., 335, 363ff., 404ff.などを参照。
- (25) 以下の論文については、MP, S.86f.
- (26) 以下の論文については、MP, S.170ff.
- (27) MF, S.302ff., 340ff., 382ff., 388ff.
- (28) MP, S.272ff.
- (29) MP, S.278, “... que quidem magna curia prima vice in nobili Nurembergensi oppido Babenpurgensis dioceseos, juxta Karoli quarti constitutionem celebranda est.”

- (66) W.D.Fritz, a.a.O. (注6), S.612, 620ff. 金印勅書における儀式関係の規定については Johannes Kunisch, Formen symbolischen Handelns in der Goldenen Bulle von 1356, in: Barbara Stollberg-Kühneger (Hg.), *Vormoderne politische Verfahren* (Zeitschrift für Historische Forschung, Beiheft 25), Berlin 2001, S.263-280を参照。
- (67) 上の点を強調するが J.KNEPPER, a.a.O. (注10)。
- (68) 以下の論述については MP, S.10ff.
- (69) MP, S.154.
- (70) MP, S.156ff.
- (71) J.Hübnr., Quellen (注8), S. 11f., 18f. 一五世紀後半以後の著述家たちによる『ゲルマニア』利用については、佐々木博光「出自神話とみるドイツ史」『人文學報』七十一号（一九九二年）九七一―一三三頁、一〇七頁以下を参照。
- (72) MP, S.42ff.
- (73) MP, S.90.
- (74) MP, S.92, "Ea propter amor patrie supra ceteras virtutes gradum meretur domini, imperii, et honoris, in quo utique amore nullam dispensacionem mortales admittunt."
- (75) MP, S.96, "Fuit et altera haud minus digna imperio causa, zelus intemerate justicie, sacratissimaeque sanccio legum, quibus Romanos dominium obtinuisse orbis ...Quas utique leges nostra Alomania (pro dolor) minus curare videtur; quamobrem minime, si tota compago Romane potencie dissolvatur, omnisque Teutonia continua inquietudine absque justicia agitur et pace."
- (76) MP, S.98, "Terciam subinde justam concessionis domini causam subnectit idem Augustinus, asserens illam fuisse civilem illorum benevolenciam singularemque in omnes humanitatem."
- (77) MP, S.102ff. 中世の帝権移転論については Werner Goetz, *Translatio imperii. Ein Beitrag zur Geschichte des Geschichtsdenkens und der politischen Theorien im Mittelalter und in der frühen Neuzeit*, Tübingen 1958 が基本的である。特に、教皇権の側における帝権移転論の展開とそれに対する批判については Eberhard, S.137ff.
- (78) MP, S.134.

- (79) MP, S.118, 126ff.
- (80) MP, S.126ff.
- (81) MP, S.132ff.
- (82) MP, S.136.
- (83) MP, S.138, "Tuncque Romana ecclesia matura, longa et diligenti prehabita deliberatione attendens Grecorum vires pene esse contractas, ad reique publice Christiane defensionem tardas, minusque utiles; Germanos vero, quorum eo tempore celebre nomen erat, esse viros fide firmissimos, usu promptos, robustos viribus, in hostes alacres, belloque et armis potentissimos, atque ad Christianum regendum imperium aptissimos, precipue quoque volens et ipsa ecclesia vicem Karolo tantorum recompensare meritorum. Unde Romanum imperium Grecis abstulit, et ablato patricii nomine in sua persona, in nobilissimos transtulit Germanos."
- (84) J.HÜBNER, Quellen (註∞), S.25ff.
- (85) MP, S.144, "Post hunc itaque Karolum imperium Romanum cis mare Francorum regibus, qui et Alomanie regnum gubernabant, administrandum cum Cesaris Imperatorisque Augusti nomine commissum est; unde quo deficiente in Francia et lacescente regio stemmate Romanum imperium a Theutonicis administratum est usque in hodiernum diem."
- (86) MP, S.144ff.
- (87) 今のドイツに生まれた土地が与える影響を重視する議論は、前述のイタリアという土地の性質と政体の関連を論じる部分に於て共通であるというべき。
- (88) MP, S.150, "Manifestum itaque est, non solum humana dispositione factum, verum etiam divina preordinatione presignatum esse, quod Romanum imperium in fine seculorum transferri deberet in Germanos. Unde non solum imperiali sed et divinam maiestatem offendere videntur, qui iura et terras imperii sibi usurpare, et quantum in eis est, sacrum imperium opprimere conantur. Quod si in ceteris nationibus reprehensibile est, multo quidem detestabilius Germanis principibus id esse videtur, quos ad imperii gubernaculum pre cunctis gentibus dominus elegit."
- (89) MP, S.170.

- (60) MP, S.172.
- (61) MP, S.182ff.
- (62) MP, S.150ff. J. HUBER, Quellen (注60), S.81ff.
- (63) アレクサンダーの帝国論については、西川洋一「Alexander von Roesと十三世紀後半のライヒ意識」『法学雑誌』四一巻四号(一九九五年)、二五七-二九〇頁、池谷文夫、前掲書(注2)、四四-五七頁を参照。また、佐々木博光、前掲論文(注17)、一〇一頁以下も参照。
- (64) MF, S.263ff.
- (95) 一四七〇年代のブルゴーニュ公の勢力拡大に対する広範な抵抗などに現れた、一五世紀における「ドイツ人意識」の高まりについては、今後更に検討が必要である。むしろあたり文献として、Ulrich NONN, Heiliges Römisches Reich Deutscher Nation, in: Zeitschrift für Historische Forschung 9 (1982), S.129-142, Heinrich LUTZ, Die deutsche Nation zu Beginn der Neuzeit, in: Historische Zeitschrift 234 (1982), S.529-559, Peter MORAW, Bestehende, fehlende und heranwachsende Voraussetzungen des deutschen Nationalbewusstseins im späten Mittelalter, in: Joachim EHLENS (Hg.), Ansätze und Diskontinuität deutscher Nationsbildung im Mittelalter (Nationes, Bd.8), Sigmaringen 1989, S.99-120, Claudius SIEBER-LEHMANN, "Teutsche Nation" und Eidgenossenschaft. Der Zusammenhang zwischen Türken und Burgunderkriegen, in: Historische Zeitschrift 253 (1991), S.561-602, DERS., Spätmittelalterlicher Nationalismus. Die Burgunderkriege am Oberrhein und in der Eidgenossenschaft, Göttingen 1995, Georg SCHMIDT, Deutschland am Beginn der Neuzeit: Reichs-Staat oder Kulturnation?, in: Christine ROLL (Hg.), Recht und Reich im Zeitalter der Reformation. Festschrift für Horst RABE, Frankfurt am Main 1996, S.1-30, ハンズ・トーマス(三佐川亮宏・山田欣吾編訳)『中世の「ドイツ」ーカール大帝からルターまで』(二〇〇五年 創文社)二二-三七頁以下。
- (96) MP, S.36.
- (97) MP, S.122.
- (98) MP, S.124.
- (99) PLABAND, aa.O. (注4), S.554f.

- (100) MP, S.284, "Imperialis celsitudinis solertia etsi curie tocius reipublice ex officii debito intendere debeat, potissimum tamen ad colendam iusticiam, tuendam religionem et pacem ubicunque per latissimos imperii terminos nutriendam die noctuque debet invigilare."
- (101) MP, S.284ff.
- (102) MP, S.286ff. ラーベントは、その法のローマ法としてとらえるが (P.LABAND, aa.O. (注4), S.543f.)、*なほローマ法に限定されないのではないかと思われる*。また裁判の学識化の主張を見る (P.LABAND, aa.O. (注4), S.556ff.)、*ローマ必然的ではないように思われる*。
- (103) MP, S.296ff.
- (104) MP, S.300, "Minime profecto mirandum, si illud potentissimum quondam et invictum imperium, exiguum hodie et pene contritum videamus."
- (105) MP, S.302. ラーベントは、この呼びかけを「絶対主義国家確立への方向と関連づけざるが (P.LABAND, aa.O. (注4), S.554f.)、むしろ伝統的・中世的な君主と諸侯の義務への訴えかけと見るべきであらう」。
- (106) MP, S.308, "Quam autem prope sit finis mundi et imperii, ex hodierna obediencia provinciarum dinosci poterit."
- (107) MP, S.76ff.
- (108) MP, S.174. 選挙侯の起源に関するドイツ学界での近世の議論については、Armin Wolf (Hg.) *Königliche Tochterstämme, Königswähler und Kurfürsten*, Frankfurt a.M. 2002, Franz-Reiner Erkens, *Kurfürsten und Königswahl. Zu neuen Theorien über den Königswahlparagrafen im Sachsenspiegel und die Entstehung des Kurfürstenkollegiums*, Hannover 2002, Thomas Ertl, *Alte Thesen und neue Theorien zur Entstehung des Kurfürstenkollegiums*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 30 (2003), S.619-642, Alexander Beger, *Die Entstehung und Entwicklung des Kurkollegs. Von den Anfängen bis zum frühen 15. Jahrhundert*, Berlin 2010などを参照。世俗選挙侯をオットーネンの女系親族の末裔として説明し、七人の選挙侯による選挙権独占の成立を一二九八年まで引き下げるアルミン・ヴォルフの学説は、エルケンスらによつて正誤にも批判されてゐる。
- (109) J.HÜBNER, *Quellen* (注6), S.28f.

- (110) MP, S.186ff.
- (111) ペーターの議論の基礎となっている教会法学の *collegium* 論の展開については、Peter LANDAU, Was war um 1300 ein Kollegium?, in: A. WOLF (Hg.), aaO. (注80), S.485-495を参照。
- (112) MF, S.298f.
- (113) Hermann HEMPEL, Die Vener von Gmünd und Strassburg 1162-1447, Bd.2, Göttingen 1982, S.637-690, Helmut G. WALTHER, Das Problem des untauglichen Herrschers in der Theorie und Praxis des europäischen Spätmittelalters, in: Zeitschrift für Historische Forschung 23 (1996), S.1-28, Martin KAUFHOLD, Die Rhythmen politischer Reform im späten Mittelalter. Institutioneller Wandel in Deutschland, England und an der Kurie 1198-1400 im Vergleich, Ostfildern 2008, S.303ff. また、一五世紀を通じて進化した生活領域全般の法化 Verrechtlichung に対応して、ラントフリーデ⁹、教会保護¹⁰、ラント法¹¹、レーン法などのテキストと結びついた形で、多くの金印勅書写本が作成され、伝承されてきたことは、Marie-Luise HECKMANN, Zentrale Wahrnehmung und internationale Ausstrahlung. Die Goldene Bulle Karls IV. im ausgehenden Mittelalter mit einem Ausblick auf die frühe Neuzeit (mit einem Anhang: Nach Überlieferungszusammenhang geordnete Abschriften der Goldenen Bulle), in: U.HOHENSEE u.a. (Hg.), aaO. (注83), Bd.2, S.933-1042, S.937, S.989-1007. 金印勅書の規定とフリーデ¹²と三世治世の皇帝や選挙侯などの政治的行動との関係については、Eberhard HOLTZ, Die Goldene Bulle Karls IV. im Politikverständnis von Kaiser und Kurfürsten während der Regierungszeit Friedrichs III. (1440-1493), in: U.HOHENSEE u.a., aaO. (注83), Bd.2, S.1043-1069. 金印勅書が法的効力を持つ文書として明示的に引照されるケースが見られる一方で、金印勅書の規定外の行為や規定と衝突する行為もなされており、ライヒの国制と政治において金印勅書が有した意義を確定するには、更に丁寧な検討が必要になると思われる。
- (114) ペーターの論述が、金印勅書に負うところ大でもあることは、既にKarl ZEUNER, Die Goldene Bulle Kaiser Karls IV., 1. Teil, Weimar 1908 (ND Hildesheim 1972), S.230が指摘している。更に、M.-L.HECKMANN, aaO. (注11), S.968, Arno BIRSCHMANN, Die Rezeption der Goldenen Bulle in der Reichspublizistik des Alten Reiches, in: U.HOHENSEE u.a. (Hg.), aaO. (注83), S.1071-1119, S.1074-1080を参照。
- (115) MP, S.176f.

- (116) ベーメン王の選挙権についてのこうした論述は、一四二〇年代のフス戦争以後の状況を反映している。Alexander BEGERT, *Böhmen, die böhmische Kur und das Reich vom Hochmittelalter bis zum Ende des Alten Reiches*, Studien zur Kurwürde und zur staatsrechtlichen Stellung Böhmens, Husum 2003, S.194f. 一四四〇年のフリードリッヒ三世の国王選出における、ボヘミアの選挙権の扱っている点、A.BEGERT, *Böhmen*, S.178ff., E.HOLTZ, aa.O. (注¹¹⁷), S.1046ff. フス処刑後の一五世紀ボヘミアの政治情勢については、薩摩秀登『プラハの異端者たち』(一九九八年 現代書館)一二五頁以下を参照。
- (117) MP, S.178.
- (118) MP, S.142.
- (119) MP, S.170.
- (120) T.STREVE, aa.O. (注¹²⁰), S.374ff. はこの点に、帝国改造文献の中でのベーターの独自性を見る。また、H.G.WALTHER, aa.O. (注¹²¹), S.103,106ff. を参照。これに対して、都市は、ベーターの帝国論の中では、本文後述のように「四べへ」の一部に登場するのみで、ほかにいかに足る役割を果たしているか。H.G.WALTHER, aa.O. (注¹²²), S.108f.
- (121) MP, S.164, “Que quidem familie utpote ceteris in suo ordine prestanciores peculiariter Romano imperio incorporate, et oportuno tempore ad presidium ejus obligaciores promptioresque esse debent.”
- (122) MP, S.164ff.
- (123) Ernst SCHUBERT, *Die Quaternionen. Entstehung, Sinngehalt und Folgen einer spätmittelalterlichen Deutung der Reichsverfassung*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 20(1993), S.1-63, Marie-Luise HECKMANN, *Der deutsche Orden und die “Goldene Bulle” Kaiser Karls IV. Mit einer Vorbemerkung zur Herkunft der Quaternionen*, in: *Jahrbuch für die Geschichte Mittel- und Ostdeutschlands* 52 (2006), S.173-226.
- (124) J.HUBIN, *Quellen* (註¹²⁴), S.92ff.
- (125) H.G.WALTHER, aa.O. (註¹²⁵), S.106f.
- (126) MP, S.10.
- (127) MP, S.168. 「四べへ」が金印勅書への補足として扱われて、両者が同一写本で伝承されているケースがかなり知られてゐる。M.-L.HECKMANN, aa.O. (注¹²⁷), S.96f.

- (128) MF, S.289.
- (129) MP, S.168.
- (130) MP, S.250ff. 封建法書と中世法学によるその取り扱いについては、水野浩二「西洋中世における法的関係の認識と訴権——学識的封建法を手がかりに——」(二)『北大法学論集』五八巻六号(二〇〇八年)一一三五頁、一一頁以下を参照。封建法書は、ローマ法大全の一部として組み込まれ、その法源性について議論があったものの、中世法学による注釈等の対象となっていた。
- (131) MP, S.250, “*Rex dicitur qui de aliquo regno per imperatorem est investitus, ut in lib. feudor. Tit. De feudo march. ducat. et dicitur a regendo.*”
- (132) MP, S.254.
- (133) MP, S.256.
- (134) MP, S.256.
- (135) MP, S.258.
- (136) MP, S.140.
- (137) イノの論述に「*すべし*」 MP, S.158ff.
- (138) MP, S.162.
- (139) Klaus SCHREINER, *Religöse, historische und rechtliche Legitimation spätmittelalterlicher Adels Herrschaft*, in: Otto Gerhard OEXLE und Werner PARAVICINI (Hg.), *Nobilitas. Funktion und Repräsentation des Adels in Lateuropa*, Göttingen 1997, S.376-430, S.410ff. 例へば「*ハープスブルク家に「すべし」 Alphons Lhotsky, Apis Colonna. Fabeln und Theorien über die Abkunft der Habsburger. Ein Exkurs zur Cronica Austrie des Thomas Ebendorfer, in: Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung 55 (1944), S.171-245, S.173ff. ハーブスブルク家以外の貴族家門のイタリア (ローマ) 起源伝説に「*すべし*」 Ebenda, S.184ff.*」
- (140) 拙稿「中世後期ドイツの領邦と家門——Levold von Northof の『マルク伯年代記』を素材として」小川浩三編『複数の近代』(北大法学部ライブラリー六)(北大図書刊行会 二〇〇〇年)六九—一〇六頁、七五頁以下。

- (141) 徳を重視する観点から当時の貴族を批判する、主に人文主義者たちの議論と、アリストテレスなどに拠りつつ血統と徳とが対応する(よい生まれの者は徳も高い)ことを論じて血統による貴族を擁護する議論については K. SCHREINER, aa.O. (注 137), S.392ff.
- (142) MP, S.238ff.
- (143) MP, S.242ff.
- (144) このように、博士号を持った法学教師を貴族と対等の地位を有するものと見る、学識法曹側の理論については、Hermann LANGE, Vom Adel des doctor, in: Klaus Lüg und Detlef LIEBS (Hg.), Das Profil des Juristen in der europäischen Tradition (Symposion aus Anlass des 70. Geburtstag von Franz WIEACKER), Ebelsbach 1980, S.279-294, Ingrid BAUMGÄRTNER, »De privilegis doctorum«, Über Gelehrtenstand und Doktorwürde im späten Mittelalter, in: Historisches Jahrbuch 106 (1986), S.298-332を参照。そして、こうした学識法曹側の主張は、血統貴族たちによりつすべしなりと受け入れられたわけではなかった。HLANGE, aa.O., S.290ff.
- (145) MP, S.246ff.
- (146) MP, S.238, "Cesaree gubernator monarchie diversis nobilitatis ordinibus adornatur, a quo ut ex fonte tocius nobilitatis jura descendunt."
- (147) K. SCHREINER, aa.O. (注 137), S.418-424.
- (148) P.LABAND, aa.O. (注 4), S.559f.
- (149) MP, S.268f.
- (150) MP, S.270.
- (151) MP, S.262ff. なお、ラーバントは、博士と貴族の関係についてのペーターの議論を、裁判の学識化および中世的な同身分者裁判の克服という文脈で理解している。P.LABAND, aa.O. (注 4), S.560ff. 同様の理解として T. STRUVE, aa.O. (注 20), S.375f.
- (152) MP, S.266.
- (153) サエントニアのドイツ人商館 Fondaco dei Tedeschi について、Thomas ERTI, Alle Wege führten nach Rom, Italien als Zentrum der mittelalterlichen Welt, Ostfildern 2010, S.162-177. フローレンス大学出身者の数

- 在り勉学にこころは、Jürg SCHUTZ, Juristen für das Reich. Die deutschen Rechtsstudenten an der Universität Bologna 1264-1425, 2 Bde., Basel 2000. また拙稿「中世後期ドイツの学識法曹」『北大法学論集』五八卷三号（二〇〇七年）二八六—二九一頁も参照。ドイツからイタリアへの親方・職人の流入については、Th.Ertl, aa.O., S.235-253. ドイツ貴族の傭兵活動については、Th.Ertl, aa.O., S.275-277 及び Stephan SELZER, Deutsche Soldner im Italien des Trecento, Tübingen 2001.
- (154) この側面は近年注目を集めている。近世の帝国国制における儀礼とシンボルの意義を鋭利に描き出した研究として、Barbara STOLBERG-RILINGER, Des Kaisers alte Kleider. Verfassungsgeschichte und Symbolsprache des Alten Reiches, München 2008 をあげよう。
- (155) MP, S.321f.
- (156) M.Stolleis, Geschichte (注5), S.132. 教会法源・ローマ法源とアリストテレスなどの古典への直接的拘束がゆるむとともに、中世の著述家の作品や年代記もまた、帝国国法論の材料として広く用いられるようになった。ルーボルトの著作もまた同じ時期に印刷公刊されている。M.Stolleis, ebenda.